

食都神戸関連事業運営業務 仕様書

1. 業務名称

食都神戸関連事業運営業務

2. 業務目的

神戸市は、人口 150 万人を抱える大都市でありながら、北部・西部には農業生産額で近畿圏第 4 位を誇る農業地域（里山）、南部には瀬戸内海で営まれる漁業地域を有している。また、豊かな食材に加え、都心は港町として交易を中心に栄えてきた経緯から、独自の多様な食文化が醸成されている。

2015 年から、この都市地域と農漁業地域が近接した神戸独自のポテンシャルを最大限に活用し、神戸産農水産物を使用した飲食店等の拡大、里山の木材や環境を活用した商品開発など、農を活用した食ビジネスを市内全域に展開し、国内外に発信する戦略として「食都神戸」を掲げ、世界の人々が集い食で賑わう食文化の都の創造をすすめている。

本業務では、複数の食都神戸関連事業を横断的に運営する事務局を設置するとともに、民間事業者の斬新なアイデアの提案により効果的に執行するため、業務委託を行うものである。

3. 業務内容

(1) 食都神戸関連事業運営事務局業務

①事務局として、仕様書 3（1）～（4）食都神戸関連事業を横断的に運営するため、本業務に関する広報・問合せ窓口・進捗管理を行う。

- ・効果的な事業実施に向けて、事業間の連携を図ること。
- ・必要に応じて紙媒体も活用し、市民へ分かりやすく伝わりやすいものとする。

②食都神戸HP（<https://www.gastropoliskobe.org/>）を活用し、「食都神戸」事業全体をPRする。

- ・神戸市民、市内の農漁業者、食関連事業者の食文化に対する意識や行動を変容し、来街者をはじめ国内外から広く共感を得るためのPRコンテンツを収集・制作および発信すること。
- ・情報の掲載対象は当業務及びその他の食都神戸事業（ファーマーズマーケットの拡大、KOBE にさんがろく PROJECT 等）を含むものとする。
- ・HP 訪問者にとって効果的かつ直感的にSNS など各コンテンツへ到達できる仕組みとする。
- ・必要に応じて既存コンテンツの整理を行い、わかりやすい構成にすること。
- ・「ウェブサイト保守管理の考え方」（別紙 1）に基づき、サーバーを含めた動作環境の保守、セキュリティメンテナンスを行う。

③公式 SNS（Facebook、Instagram）の管理及び発信

②の食都神戸HP と連携して、神戸市が指定するアカウントでの効果的な情報発信を行うとともに、アカウントの管理（投稿へのコメントやダイレクトメールからの

問合せ対応含む) を行う。

i Facebook「食都神戸プレス」

- ・関連事業のプレスリリースやイベント開催情報などを総合的に発信する。

ii Instagram「食都神戸プレス」(@gastropoliskobe)

- ・関連事業のリアルタイムな情報や食都神戸の魅力を視覚的に発信すること。
- ・フォロワー数を目標値まで引き上げるための取組を提案すること。

目標値：Instagram 2,000 フォロワー以上

(2) 農村をめぐる旅の情報発信業務

アーバンファームリングウェブアプリ（別紙2。以下「アプリ」とする）を活用し、観光客が市内農村エリアにある農家レストラン、生産現場や古民家などの文化財、直売所等を回遊するための情報発信（写真、記事、マップ等）を行う。

- ・発信内容のテーマやコンセプト等を提案すること。
- ・アプリの管理にあたっては、「ウェブサイト保守管理の考え方」（別紙1）に基づき、サーバーを含めた動作環境の保守、セキュリティメンテナンスを行う。

(3) エディブルパーク実証実験業務

市民・市内の農漁業者・食関連事業者の食や農に対する意識を向上させ、都市住民によるコミュニティ醸成を目的として、誰もが自由に食べられる果樹の植栽等や農園づくりを行う。

- ・市街地における都市公園等の市有地を想定し、実施可能な場所も含めて提案すること。実施場所は原則として、市民に無料開放されている場所とする。
- ・委託業務期間終了後も継続が見込める運営とコミュニティの形成を目指すこと。
- ・アーバンファームリングの活動普及に向け、アプリを活用して「読み物」を制作し、より興味や関心を惹き立て、親しみを感じるような情報発信を行うこと。

(4) 食都神戸イベント企画・運營業務

「食」や「食文化」、「農漁業」「アーバンファームリング」をテーマに、都市と産地をつなぎ、地域の食文化を考えるイベントを年1回行う。また、食やアーバンファームリングに対する市民の意識の醸成や、市民及び関西圏を中心とした市外在住者の関心や共感を呼ぶための情報発信を行い、神戸への誘客につなげる。

- ・10月または11月を「神戸の食文化を考える月間」とし、期間内に実施することを想定して提案すること。
- ・食や農をとりまく環境や地産地消、持続可能な取組について考えるきっかけとなるような内容とすること。
- ・開催日数は1日以上とし、都市部での開催を想定して、コンセプトや開催時期等の概要を提案すること。（これまでの実施内容は別紙3を参照）

6. 納品物

(1) 事業完了報告書（Microsoft Word、Excel、PowerPoint で開くことができるデータファイル形式）

(2) 広報物などの画像及び動画等のデータファイル

7. 本市との調整

(1) 各種企画提案書、計画書、進捗状況報告の提出

- ①本業務に係る進捗状況を毎月報告すること。
- ②本業務を実施する中で、進捗状況の報告書の作成が必要なものについて、本市から依頼があれば速やかに対応すること。
- ③事業の方向性に関する事項及び市民や関係機関の参画が必要となる案件については、必ず本市と協議のうえ業務を実施すること。
- ④その他、必要に応じて本市と協議を行い、業務を実施すること。

(2) 定例会議

- ①業務遂行にあたり、本市と月1回程度定例会議（オンライン可）を行うこと。
- ②毎回終了後に議事録を作成し、速やかに本市に提出すること。

8. 委託契約金額の上限

上限 14,000,000 円（税込）

※なお、業務量として、次の本市の想定金額を参考とすること。

業務内容	想定費用
(1) 食都神戸関連事業運営事務局業務	2,000 千円
(2) 農村をめぐる旅の情報発信業務	2,000 千円
(3) エディブルパーク実証実験業務	5,000 千円
(4) 食都神戸イベント企画・運営業務	5,000 千円

9. 委託業務期間

契約締結日から令和5年3月31日

10. 実施体制

- (1) 委託業務の履行にかかる総括責任者を配置すること。なお、総括責任者は、業務に従事する者の指揮監督を行うとともに、業務履行の管理及び本市との連絡等にあたるものとする。
- (2) 進行管理を担う進行管理者を配置すること。なお、広報イベントの企画・実施、運営する際のスタッフ等についても、受託者で準備すること。
- (3) (1)及び(2)は、契約締結日から令和5年3月31日まで、原則として同じ担当者が本業務に携わること。
- (4) 本市は委託契約が終了するまでの間、委託業務に係る発生した問題の対応策等について、必要に応じて受託者との協議の場を設けることができる。このとき、受託者は速やかに本市からの要請に応じること。
- (5) 受託者は、委託契約が終了するまでの間、委託業務の進捗状況や業務内容に問題が発生した場合、直ちに本市へ報告を行い対応策等について協議の場を設けること。
- (6) 受託者は、事前に本市の承認を得て、事業の一部を再委託できる。
- (7) 複数の事業体による共同体として事業を実施する場合は、代表事業者を決定し、本市との契約や事業実施にあたっての協議等は代表事業者が実施するものとする。

11. 業務の引継について

令和5年度も継続する事業については、受託者は業務終了後、次の受託者に必要事項の引継を行い、途切れることなく事業を継続できるようにすること。また、引継にかかる経費は委託料に含むものとする。

12. 制作物に属する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 履行により制作された成果物に係る受託者の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、全て本市に帰属、もしくは譲渡する。
- (3) 受託者は、本市が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、本市の行為に対し、著作者人格権を行使しない。
- (4) 受託者は、本市の書面による事前の承諾なくして、成果物を目的外に利用し、また第三者に提供し、もしくは利用させてはならない。委託期間終了後、又は本委託業務に係る委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ本市に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担、責任は、全て受託者が負うこと。
- (6) 上記(1)から(5)の規定は、業務の一部を第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担、責任を負うこと。
- (7) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。

13. 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施にあたり、関係法令、条例、及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び期間満了後においても同様とする。

14. その他留意事項

- (1) 本事業は、国あるいは兵庫県の交付金を活用する予定であり、事業の実施にあたっては次の事項に留意すること。
 - ① 国、兵庫県、神戸市が行う当該事業に関連する広報、情報提供、事業のフォローアップ調査等について協力すること。
 - ② 業務の経理に関する帳簿について、令和10年3月31日まで保存すること。
 - ③ 事業の実施に伴って収入が生じる場合は精算が必要となるので注意すること。
- (2) 「食都神戸」市民の6つのアクション（別紙4）の推進につながるよう企画及び広報を実施すること。
- (3) 受託者において、本仕様書で定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、発注者は業務の再実施又は業務の中止を受託者に命じることがある。

- (4) 災害等による影響等、やむを得ない事情により計画どおりに事業を実施することが困難な場合は、他の方法等により、受託者は予定する事業実施に向けて最大限の努力を行うものとする。
- (5) 受託者は、遂行中に不測の事故等が発生した場合は、直ちに発注者へ連絡し、適切に対処しなければならない。なお、業務実施期間内に本業務の内容等の変更により委託内容及び委託料の変更が必要となったと認められるとき、その変更について、協議を求められることができるものとする。
- (6) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に定めはないが業務実施上必要と認められる事項や不明瞭な事項、改善の必要性があると認められる事項にあっては必要に応じて、本市と協議のうえ、実施するものとする。
- (7) 提出された企画提案書、プレゼンテーション等に基づき、本市と契約候補者にて詳細仕様及び契約内容の協議を経て、業務委託契約を締結する。また、企画提案書に記載のある事項を変更する場合、または、企画提案書に記載のない事項については、本市と協議のうえ、実施するものとする。

(別紙1) ウェブサイト保守管理の考え方

- ・ハードウェア等の経費（レンタルサーバ利用料等）は当委託契約に含む。
- ・ドメイン、SSL 証明書、ホスティングサービスについて現在本市が運用しているものを引き続き利用するものとする。
- ・本業務の遂行において、受託者における情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を本市が認める場合には、受託者の責任者は、本市の求めに応じこれと協議を行い、合意した対策をとること。
- ・「安全なウェブサイトの作り方」、「神戸市情報セキュリティ対策基準」、「神戸市 ホームページ作成事業者用ガイドライン」（以下のウェブサイトに掲載されている最新版）に準拠し、「ホームページサーバ等確認チェックリスト」が常に「はい」となる状態及び「ウェブアプリケーションのセキュリティ実装チェックリスト」が常に「対応済」又は「対応不要」となる状態に保つこと。また、チェックリストが常時「はい」及び「対応済」になるようにどのような保守を行っているのか、半年に1回程度レポート（任意様式）で報告すること。

<安全なウェブサイトの作り方>

<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity.html>

<神戸市情報セキュリティ対策基準>

<http://www.city.kobe.lg.jp/information/data/regulations/protection/index.html>

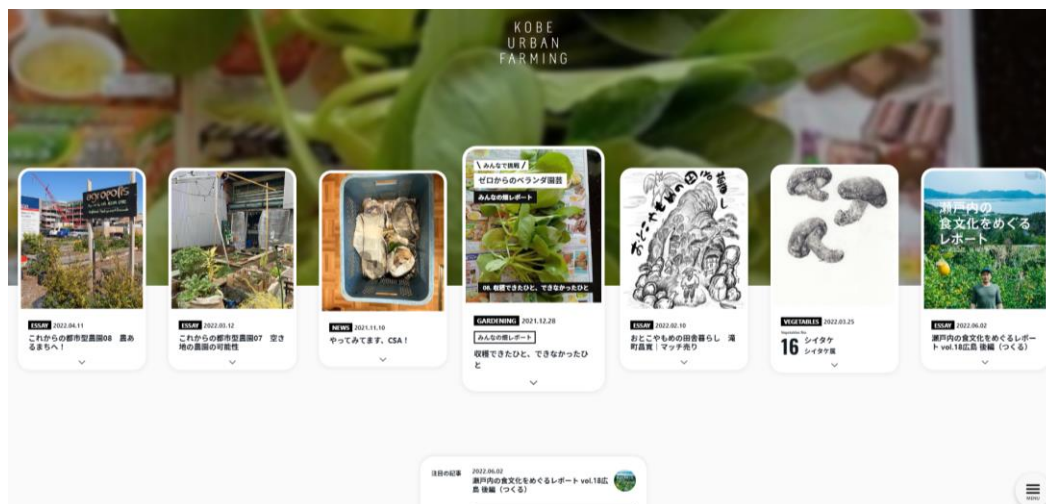
<神戸市ホームページ作成事業者用ガイドライン>

http://www.city.kobe.lg.jp/other/arukikata/web_accessibility/guideline.html

- ・ウェブサイトを通じて届いた問合せは受託者で対応すること。
- ・本事業の契約履行期間の満了、全部もしくは一部の解除、またはその他契約の終了事由の如何を問わず、本事業が終了となる場合には、受託者は本市の指示のもと、本事業終了日までに本市が継続して本事業を遂行できるよう必要な措置を講じるため、業務引継に伴うシステム移行等に必要となる構成要素（ページやコンテンツ等）を円滑に提供できるようにすること。なお、移行用のページやコンテンツ等の提供に係る費用は保守運用契約に含まれるものとし、新たな費用は発生しないものとして取り扱うこと。

(別紙2) アーバンファームingウェブアプリについて

1. 目的 神戸の農漁業に関わる人やその取組、食材に関する「読み物」を制作し、より関心や親しみを感じやすい存在として情報発信する。
2. 内容 アーバンファームing (都市農園) の取組みや、農家や漁師といった「生産者の視点」、食にまつわる「事業者の視点」、神戸市内で暮らす「生活者の視点」、それぞれの視点から“食”を通じた新たな都市の営みを発信している。
3. URL 「KOBE Urbanfarming」 <https://kobeurbanfarming.jp/>
4. 現在の仕様
 - ・Progressive Web Apps (PWA) を採用



(別紙3)食都神戸イベント 過去の実施概要

1. 目的 神戸の生産者や食事業者が市民とともに地域食文化の継承の価値を共有する。

2. 経緯 「農地 FARM と食卓 FORK をつなげよう！」をコンセプトに、神戸の「農」や「食」を楽しむことができるイベントとして、平成 27 年度から年 1 回開催してきた。

3. 過去の実績

(1) 令和 3 年度 (第 7 回) 「FARM to FORK」

日時：10 月 30 日 (土曜) 10:00～17:00

10 月 31 日 (日曜) 10:00～15:00

場所：須磨海岸

内容：「みんなで守り育てよう！神戸の海、山、田畑。」をテーマに、ゲストを招いたトーク・音楽ライブ、ワークショップを開催。

参加者数 (推定)：約 4,500 人

(2) 令和 2 年度 (第 6 回) 「FARM to FORK」

日時：10 月 30 日 (金曜) 17:00～20:00 前夜祭

10 月 31 日 (土曜) 10:00～20:00

11 月 1 日 (日曜) 10:00～15:00

場所：東遊園地

内容：URBANFARMING に関する映画等の上映会、ワークショップ (茅葺)、「まちを耕そう」をテーマにトークセッション・トークイベント (「鍬とデジタルで耕す明日の神戸」他)、音楽ライブ

参加者数 (推定)：約 4,500 人

(3) 令和元年度 (第 5 回) 「FARM to FORK」

日時：11 月 9 日 (土曜) 10:00～19:30

11 月 10 日 (日曜) 11:00～15:00

場所：東遊園地

内容：地域と伝統食に関するトークセッション・トークイベント
ワークショップ (茅葺・ヨガ)、食育映画の上映、調理デモンストレーション
ラトビア・リガ (姉妹都市) の伝統文化の紹介など

参加者数 (推定)：約 2,400 人

(4) 平成 30 年度 (第 4 回) 「FARM to FORK」

日時：11 月 10 日 (土曜) 10:00～20:30

11 月 11 日 (日曜) 10:00～16:00

場所：東遊園地

内容：食育研究者によるトーク、調理デモンストレーション、食育映画の上映など

参加者数 (推定)：約 2,400 人

(5) 平成 29 年度 (第 3 回) 「FARM to FORK」

日時 : 10 月 21 日 (土曜) 10:00~20:00

10 月 22 日 (日曜) 10:00~15:00 (台風のため、中止)

場所 : 東遊園地

内容 : 和洋中をはじめとする市内シェフの「地場産食材」仕様の特別料理、ライブペ
インティング、農家も参加する音楽ライブ、茅葺ワークショップ

参加者数 (推定) : 不明 (台風のためカウントせず)

(6) 平成 28 年度 (第 2 回) 「FARM to FORK」

日時 : 11 月 5 日 (土曜) 10:00~16:00 (夜のピクニック 19:30~21:00)

場所 : 東遊園地

内容 : ワークショップ (茅葺、物語農園)、神戸のシェフ 4 名によるランチ、アメリ
カ・ポートランドからのゲストとのトークセッション、スローフードセミナー、
音楽ライブ、映画上映 (夜)

参加者数 (推定) : 約 2,100 人

(7) 平成 27 年度 (第 1 回)

日時 : 11 月 23 日 (祝) 11:00~15:30

内容 : スローフード協会、神戸のシェフ・農家によるトーク、ランチイベント

参加者数 (推定) : 約 1,000 人

(別紙4) 食都神戸 市民の6つのアクション (食都神戸HPより)

「食都神戸」とは、「食文化を神戸の魅力に育てていく」ことを目指した中長期的な運動です。2015年の始動からこれまで、都市地域と農漁業地域が近接した神戸独自のポテンシャルを最大限に活かし、神戸産農水産物の普及促進や農を活用した食ビジネス支援等に取り組んできました。

2030年に向けては、「私と、食と。」というキーワードを掲げ、神戸で暮らす一人ひとりが食とのつながりを深めることで、自分らしく豊かに生きるライフスタイルを目指します。

神戸市は、市民のみなさんと一緒に毎日の暮らしの中でできる6つの食にまつわるアクションを提案します。

